

不登校対策基本方針

新潟市立太夫浜小学校

平成29年 8月31日 改訂

平成30年 6月 4日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

1 不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席のあった者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義する児童のことを指す。

また、上記の定義によると下記の者は、「不登校傾向児童生徒」と定義できる。年間30日以下の欠席であっても、欠席理由が病欠以外の場合は、欠席日数の多少に関わらず「不登校傾向」のある児童として、何らかの対応が必要である児童として扱う。

2 不登校防止の基盤（教育ビジョン重点目標の具現）

- (1) 「学び深めていく子」, 「認め合い支え合う子」の育成を図る。
- (2) 子ども同士が認め合い, 高め合える親和的学級づくりを推進する。
- (3) 児童アンケートによる相談タイムを実施し, 子どもの自己実現を支援する。
- (4) 自己肯定感・有用感を高めるふれあい班活動を推進する。

3 不登校児童及び保護者への対応

(1) 将来の社会的自立のための学校教育の役割

学校教育の充実に努め, 教育ビジョン重点目標「学び深める子」, 「認め合い, 自信をもち行動する子」の実現に向けた以下の組織的・継続的な取組を行う。

- ① よく分かる授業・できる授業を実施する。
- ② 日常の授業の中で協働的な学習活動を展開する。
- ② 家庭学習を習慣化する。
- ④ ふれあい班活動により, リーダーとフォロワーを育成する。
- ⑤ 全教育活動を通し児童の「自己肯定感」「自己有用感」「自律性」「社会性」を育成する。

(2) 不登校児童への理解

不登校児童の主体的な社会的自立及び学校復帰に向けて教職員は, 以下の取組を行う。

- ① 不登校児童の状況をよく見極め, 児童理解と児童への適切な働きかけに努める。
- ② 朝の会・帰りの会・授業時間・休憩時間・清掃時間などの観察を十分に行う。
- ③ 必要に応じて, 情報共有や共通理解を図るため「子ども支援委員会」を開催する。
- ④ 「子どもを語る会」を年3回実施し, 不登校児童の情報共有や共通理解に努める。

(3) 保護者・家庭への連携と支援

保護者がその役割を果たすことができるよう, 時機を失することなく不登校児やその家庭へ適切な支援と確実な連携を行う。その際, 保護者の対応や働きかけが保護者を孤立させたり, 追い詰めたりすることのないよう, 保護者との共通認識のもと対応する。また, 保護者から寄せられた情報に対しては, 正確に内容を聞き取り丁寧に対応する。

(4) 外部関係機関との連携

地域の実情を踏まえ, 多様な問題を抱えた子どもにきめ細かな支援が必要となった場合, 必要としている支援を適切に見極め, 適切な支援と多様な学習の場を提供する。

また, 不登校児の将来の「社会的自立」をめざし, 保護者, 地域, 外部関係機関及び学校が相互に連携し, 情報共有・共通理解を図る。

(5) 情報の保管・管理

「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し, 児童の情報の蓄積・保管・引継ぎを確実に行うとともに, 個人情報保護に万全を期す。

4 不登校児童支援のための組織の設置

- (1) 名称
子ども支援委員会
- (2) 設置目的
 - ① 不登校の解決に当たって上記組織で協議することを通して、子どもの将来的な社会的自立を支援する。
 - ② 必要に応じて、子ども支援委員会を開催し、きめ細やかな指導や支援を協議する。
- (3) 構成メンバー
校長，教頭，教務主任，生活指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，関係職員
- (4) 外部機関
不登校が長期化した場合は，北区教育支援センター，北区児童相談所，北区健康福祉課等教育行政機関と民間施設（フリースクール）関係者やNPO，スクールカウンセラー等専門的な知識を有するその他の関係者の参加を要請する。

5 不登校の重大事態への対処

万一，不登校の重大事態(以下重大事態と表記する)が発生した場合は，学校（教職員）が全力でその対処に当たる。

- (1) 重大事態とは以下の場合を想定している。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 児童の身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 児童の金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 児童が精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ いじめが主たる要因で，児童が相当の期間（月に3日以上）学校を欠席することを余儀なくしている疑いがあると認められる場合
- (2) 重大事態が発生した場合の初期対応
重大事態が発生した場合，学校は不登校に係る情報を迅速に収集・整理し，その概要を把握し，速やかに教育委員会に報告する。また，不登校の内容が犯罪行為として取り扱われると認められる場合は，所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 調査結果の提供及び報告
学校は不登校児童等に対して，事実関係について，適切な方法で情報を提供するとともに，必要に応じて経過報告をする。
- (4) 不登校児童及びその保護者への対応
学校は保護者から状況，事実等について丁寧に聴き取りを行う。また，保護者からの聞き取りが困難または不可能な場合，適切な方法で調査を実施する。